

# 平成28年度税制改正についてのお知らせ（法人事業税・地方法人特別税）

岐阜県

## 外形標準課税法人の税率の改正（法人事業税・地方法人特別税）

平成28年度税制改正において、平成28年4月1日以後に開始する事業年度について外形標準課税法人の法人事業税及び地方法人特別税の税率が改正されました。

**平成27年度税制改正で定められた税率からさらに変更されましたのでご注意ください。**

### ■法人事業税

所得等の区分 (外形標準課税法人)			税率			
			平成26年10月1日から 平成27年3月31日まで に開始する事業年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	
					平成27年度改正	平成28年度改正
所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	0.9%	0.3%
		年400万を超え 年800万円以下の所得	3.2%	2.3%	1.4%	0.5%
		年800万円を超える所得	4.3%	3.1%	1.9%	0.7%
	軽減税率不適用法人の所得	4.3%	3.1%	1.9%	0.7%	
付加価値割			0.48%	0.72%	0.96%	1.2%
資本割			0.2%	0.3%	0.4%	0.5%

### ■地方法人特別税

課税標準 (外形標準課税法人)		税率			
		平成26年10月1日から 平成27年3月31日まで に開始する事業年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	
				平成27年度改正	平成28年度改正
法人事業税所得割額		67.4%	93.5%	152.6%	414.2%

## 法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置(経過措置)

平成27年度税制改正により創設された負担変動の軽減措置について、平成28年度税制改正において拡充されました。以下①及び②の要件を満たす場合には法人事業税額から一定額を控除します。

### 要件

- ① 調整後付加価値額(\*) < 40億円
  - ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の場合  
 (A) 当該事業年度の税率を適用した事業税額 > (B) 平成27年3月31日現在の税率を適用した事業税額  
 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度の場合  
 (A) 当該事業年度の税率を適用した事業税額 > (B) 平成28年3月31日現在の税率を適用した事業税額
- \*調整後付加価値額=付加価値額×12÷事業年度の月数(1月に満たない場合は1月とする)

### 控除額

#### ・平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度

調整後付加価値額	控除額
30億円以下	$((A) - (B)) \times 1/2$
30億円超40億円未満	$((A) - (B)) \times (40\text{億円} - \text{調整後付加価値額}) / 20\text{億円}$

#### ・平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

調整後付加価値額	控除額
30億円以下	$((A) - (B)) \times 3/4$
30億円超40億円未満	$((A) - (B)) \times (40\text{億円} - \text{調整後付加価値額}) \times 3 / 40\text{億円}$

#### ・平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

調整後付加価値額	控除額
30億円以下	$((A) - (B)) \times 1/2$
30億円超40億円未満	$((A) - (B)) \times (40\text{億円} - \text{調整後付加価値額}) / 20\text{億円}$

#### ・平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

調整後付加価値額	控除額
30億円以下	$((A) - (B)) \times 1/4$
30億円超40億円未満	$((A) - (B)) \times (40\text{億円} - \text{調整後付加価値額}) / 40\text{億円}$

## その他の主な改正項目

- 地方創生応援税制の創設(企業版ふるさと納税)

お問い合わせ先		
岐阜県税事務所 法人事業税第1係・第2係	岐阜市藪田南5-14-53ふれあい福寿会館内	058-214-6874(直通)
西濃県税事務所 事業税係	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内	0584-73-1111(代表)
中濃県税事務所 事業税係	美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎内	0575-33-4011(代表)
東濃県税事務所 事業税係	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎内	0572-23-1111(代表)
飛騨県税事務所 事業税係	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎内	0577-33-1111(代表)